**合同会社○○○○　定款**

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、合同会社○○○○と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

　１．インターネットメディアの企画、運営

　２．ウェブサイトの企画、開発及び保守

　３．コンピュータソフトウェアの設計、開発及び保守

　４．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を○○県○○市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　社員及び出資

（社員の氏名、住所、出資及び責任）

第５条　社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

　　１．金○○万円

　　　○○県○○市○○町○丁目○番地

　　　　　有限責任社員　　○○　○○

（持分の譲渡）

第６条　社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

２　会社法第５８５条第２項及び第３項は、適用しない。

第３章　業務の執行及び会社の代表

（業務執行社員）

第７条　社員○○　○○は業務執行社員とし、当会社の業務を執行するものとする。

（代表社員）

第８条　当会社の代表社員は、○○　○○とする。

第４章　社員の加入及び退社

（加入）

第９条　新たな社員を加入させるには、総社員の同意を要する。

（任意退社）

第10条 各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は、２か月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

（社員の相続及び合併）

第11条 社員が死亡し又は合併により消滅した場合には、当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継して社員となることができる。

第５章　計　算

（事業年度）

第12条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（損益分配の割合）

第13条 各社員の損益分配の割合は、その出資の額による。

第６章　附　則

（最初の事業年度）

第14条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和○○年３月３１日までとする。

（定款に定めがない事項）

第15条 この定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

　以上、合同会社○○○○設立のため、社員○○○○の定款作成代理人である行政書士○○○は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和○○年○○月○○日

　　　　　有限責任社員　　○○　○○

上記社員の定款作成代理人　行政書士　○○　○○